

委員会提出議案第2号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年10月1日 提出

提出者 議会運営委員会委員長

敬重之



桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号及び第2号中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年12月6日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

次期一般選挙より議員定数が24人となることを踏まえ、常任委員会の委員定数について所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務安全委員会 <u>8人</u> ア～シ (略) (2) 教育福祉委員会 <u>8人</u> ア～カ (略) (3) (略) 2 (略)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務安全委員会 <u>9人</u> ア～シ (略) (2) 教育福祉委員会 <u>9人</u> ア～カ (略) (3) (略) 2 (略)